

午前10時00分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告をお願いいたします。

厚生委員会委員長。

（厚生委員会副委員長・松川章三君登壇）

厚生委員会副委員長（松川章三君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より報告いたします。

厚生委員会は、去る9月10日の本会議において付託を受けました議第62号平成19年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分外1件につきまして、9月14日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

最初に、議第62号平成19年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分について報告いたします。

まず清掃課関係部分については、当局より平成20年度から、現在直営で行っている可燃ごみ収集業務の、およそ2分の1程度を民間事業者へ委託することに伴う債務負担行為について、委託予定地域、収集日及び収集回数、また業者選定時における必要要件などの説明がなされ、実施に至るまでには、受託事業者が仕様書に基づく収集車、人員、また収集ルートを熟知するための準備期間などの確保が必要であり、年内に入札を実施するため、今回上程したものであるとの説明がなされました。

これを受け委員より、問題になるのは、受託先の経営内容であり、業者選定においては、現在の経営内容と過去の実績を厳しくチェックをしていただきたい。また、ごみ収集の業務委託は、行財政改革推進計画の中で年次計画が示されているが、今後の委託の進展によって発生する余剰人員の職種変更等による配置がえについては、職員の不安を払拭するためにも早急に解決策を見出し、この問題で第3次業務委託に支障を来すことのないようにとの指摘がなされた次第であります。

次に保健医療課関係部分については、当局より、今回の補正は、厚生労働省が県を通じ、市町村に妊婦健康診査の公費負担回数をふやすよう求めたことを受け、妊婦健診を現行の2回から5回にするための追加額を計上したものであり、少子化対策の一環として費用の負担軽減で受診を促し、母体や胎児のリスクを早期発見し、安全で安心して出産できるよう配慮したものであるとの説明がなされ、これを了といたしました。

以上の審議を経て、議第62号平成19年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第63号平成19年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、介護給付費負担金は概算交付されており、その精算に伴う返納金不足分の増額補正であり、平成18年度より始まった介護保険制度の見直しにより、要介護・要支援認定者のうち、要支援者の比率が高まるものとされていたため、介護予防サービス費等にかかる予算を厚くしていたが、給付状況においては、それほど伸びがなく、介護給付費に係る負担金の返納が必要となったものであり、歳入・歳出ともに補正を行うものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・永井 正君登壇）

建設水道委員会委員長（永井 正君） 建設水道委員会は、去る9月10日の本会議において付託を受けました議第62号平成19年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分外4件について、9月14日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第62号平成19年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分の土木課関係部分についてであります。当局より、今回の補正内容は、別府湾サービスエリアに隣接した市道である八石荷戸2号線の道路整備費を計上したものであり、約6,000人が学園生活を送っている立命館アジア太平洋大学の通学時等のアクセス強化を図るため、大型車両等に対応した道路環境の整備を行う旨の説明があり、これを了といたしました。

次に、都市計画課関係部分についてであります。当局より、大分県が平成19年度から20年度の2カ年にかけて別府駅前通りの舗装を改修することに伴う県施行の別府市負担分である旨、説明がなされました。

これに対して委員より、各種イベントの開催期間中は、その運営に支障を来さないよう工事を中断していただくよう関係者に要請するなどの配慮を願うところであるとの要望がなされましたが、全員異議なく原案のとおり可決することに決しました。

続いて、公園緑地課関係部分については、当局より、鉄輪地区まちづくり交付金事業の追加として、大谷公園に舞台を設置する旨の説明がなされ、これを了としたところであります。

最終的に議第62号平成19年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第66号別府市南立石2区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、当局より、指定管理者である地元自治会からの要望があり、利用時間帯の料金改正を行いたい旨の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、建築指導課関係議案についてであります。

議第70号別府市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について。当局より、建築基準法の一部改正により、準工業地域に大規模集客施設の立地が可能となることから、中心市街地活性化基本計画の国の認定を受けるには、条例を制定し規制する必要がある旨、説明がなされました。これに対し委員より質疑や意見がなされましたが、全員異議なく原案のとおり可決することに決しました。

最後に、水道局関係議案についてであります。

議第64号平成18年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成18年度別府市水道事業剰余金の処分についてであります。当局より、平成18年度主要事業や、決算内容について説明がなされ、続いて、平成18年度の純利益を、法定積立金である減債積立金及び任意積立金である建設改良積立金に処分するものであるとの説明がなされました。

これに対し委員より、水道料金の福祉還付制度のあり方については、本来、福祉政策として確立すべきものであり、現行の制度そのものに疑義を感じざるを得ないとの意見が述べられた次第であります。

次に、議第71号別府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、当局より、雇用保険法に規定する受給資格要件の改正による旨の説明がなされました。

最終的に議第64号については、採決の結果、賛成多数により認定及び可決することに決し、また議第71号については、全員異議なく、原案のとおり可決することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けました、議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・江藤勝彦君登壇）

総務文教委員会委員長（江藤勝彦君） 総務文教委員会は、去る9月10日及び13日の本会議において付託を受けました議案4件につきまして、9月14日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議第62号平成19年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分についてであります。

政策推進課関係では、平成18年度一般会計の決算見込みによる繰越金や基金積立金等の追加額及び旧南小学校跡地の利用計画策定等に係る土地測量等の委託料の補正計上であるとの説明に対し、委員より、基金積立金の状況や旧南小学校跡地の活用等についての質疑がなされました。

次に学校教育課関係では、春木川歩道橋本体工事及び周辺道路整備工事、さらに青少年育成の一環として11月に開催される別府市教育祭に係る追加額の補正であるとの説明に対し、委員より、春木川歩道橋工事に関する質疑や別府市教育祭を生徒たちの励ましになるような、催し物にしてほしいとの要望がなされた次第であります。

また生涯学習課関係では、文化振興に要する経費として、「別府マンガ・アニメーションシンポジウム」の委託料と文化財に要する経費として、「別府の湯けむり」について、重要文化的景観の選定を受けるための基礎資料作成委託料等の追加額補正であるとの説明を了といたしました。

さらに、スポーツ振興課関係では、来年の「チャレンジ！おおいた国体」で水泳競技の会場として使用される市営青山プールの改修に伴い、維持管理体制の見直しによる指定管理料の追加額補正であるとの説明に対し、国体終了後も数多くの大会でプールを使用していただきたいとの要望がなされましたが、最終的に、議第62号平成19年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分を採決の結果、全員異議なく可決することに決定いたしました。

次に、議第65号別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正については、雇用保険法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである、また、議第67号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正については、「チャレンジ！おおいた国体」において、別府湾で開催されるセーリング競技の競技用施設としてのセーリング艇庫の建設に伴い、条例の一部を改正しようとするものであるとの当局説明を了とし、いずれも全員異議なく可決することと決定いたしました。

最後に、議第72号株式会社別府扇山ゴルフ場の株主総会における議決権の行使についてであります。

市が出資する株式会社別府扇山ゴルフ場が、預託金返済資金等の調達のため、特定第三者割り当てにより新株を発行し、6億円の増資を行うことにより、別府市の持ち株比率が51%から17%となるものである。株主総会において、株主としてこの特別決議案に賛成することについて、議会の議決を求めるものであるとの当局説明がなされました。

委員より、出資する会社の業績や信用度がはっきりとしないことや、審議をする時間が余りにもない中で判断せざるを得ないことに無理があるのではないかと、また、これまでのゴルフ場の経営責任の反省を踏まえた上で、今後の自主再建へと向かうべきである等々の意見がなされました。

さらに、今回の最大の目的は預託者の保護であり、新株発行に伴う資金を預託金の返済に充てるという確約があるのであれば、返済計画を示すべきであるとの意見に対し、今後、株式会社別府扇山ゴルフ場に対し、返済計画を示すよう文書により申し入れをしていきたいとの答弁がなされたところであります。

一たん休憩に入り、さらに協議を重ねたところでありますが、再開後、委員より提出された附帯決議を付し採決することの動議が可決され、

- 1、「株式会社別府扇山ゴルフ場」の名称を変更しないこと。
- 2、新株発行に伴い調達された資金については、返済計画により預託金の返済をすべて完了すること。
- 3、現在のプレー会員が、今後、不利益とならぬようにすること。

以上3点の附帯決議を付し、採決の結果、全員異議なく可決することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案4件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・野口哲男君登壇）

観光経済委員会委員長（野口哲男君） 観光経済委員会は、去る9月10日の本会議において付託を受けました議案4件につきまして、9月14日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議第62号平成19年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分についてであります。

まず商工課関係部分については、労働者福祉センターの老朽化した屋根、ひさし部分のアスベスト調査委託料及び施設整備工事費の計上に加え、商店街活性化に関する事業として、商業の活性化及び福祉のまちおこし研究事業の事業補助金、別府市中心市街地活性化国際シンポジウムの開催補助金の計上であるとの説明がなされました。

委員より、中心市街地活性化の調査については、これまでも空き店舗対策の調査は行っており、その調査結果について、今後どう取り扱うのかとの質疑に対し、当局から、積み上げてきた調査結果を踏まえた上での調査実施を行ってまいりたいとの答弁がなされました。

また委員より、事業実施に際しては、商店街を中心に関係機関と十分協議の上、連携して事業に当たっていただきたい、調査の進捗状況に応じて適宜情報を提供していただきたい等々の要望がなされました。

次に農林水産課関係部分では、農地、農業用施設の災害復旧にかかる測量設計委託、工事費等の事業費及びそれに伴う県補助金及び分担金の計上であるとの説明を妥当と認め、採決の結果、最終的に議第62号平成19年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分を全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第68号別府市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてであります。

災害復旧時の農業者の負担軽減、農地及び農業用施設の保全及び農業生産の維持を図ることを目的に、災害復旧事業の費用に充てるため、受益者から徴収する分担金の額等を定める条例を制定しようとするものであるとの当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第69号別府市自転車競走実施条例の一部改正についてであります。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律により、公営競技関係法人の

あり方の見直しのための自転車競技法の一部改正が行われたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案4件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長・吉富英三郎君登壇）

決算特別委員会委員長（吉富英三郎君） 去る9月13日の本会議において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第73号平成18年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成18年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

9月13日の本会議終了後、委員会を開会し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、私、吉富英三郎が委員長に、萩野忠好君が副委員長に選任されましたので、よろしくをお願いいたします。

続いて議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議をいたしましたが、本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なく、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定した次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の概要について、報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）。

議長（山本一成君） 以上で、各常任委員会及び決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

（14番・平野文活君登壇）

14番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、議第64号のうち、平成18年度水道事業決算の認定について、反対討論を行います。

その理由は、料金収入以外の収入の確保が極めて不十分であるからであります。水道事業は、市民生活に毎日必要な安全な水を安定的に、しかもできるだけ安価に提供することが求められている事業であります。しかし、そのための施設整備などに多額の費用を要します。そのために総務省は、水道料金に転嫁することが適切でない費用について、一般会計から繰り入れをすることを認め、その費用の一部は地方交付税で措置することを定めています。しかもこの制度の活用促進のために、総務省はこの繰り入れ基準を毎年改正して各市町村に示しているのであります。ところが、別府市は長年にわたってこの制度を活用してきませんでした。我が党の繰り返しの指摘により、わずかに平成16年度から消火栓に要する経費を全額繰り入れ、また平成18年度から児童手当について繰り入れるようになっただけであります。

災害対策の観点から行ういわゆる安全対策事業には、これまで数十億円の経費をかけながら、一般会計から一円の繰り出しもせず、全額を料金収入で賄ってきました。例えば、国道10号線に布設をしている送水管事業に、平成18年度1,057万7,000円を支出し、平成16年度からの3年間に約2億3,000万円の支出をしてまいりました。これは温水水源がストップした場合でも朝見から送水できるパイプを整備する事業であり、繰り入れ基準の災害対策の観点から行う送・配水管の相互連絡管等の整備事業に該当します。また、平成18年度には扇山配水池に2,425万5,000円をかけて緊急遮断弁

を設置しましたが、これも繰り入れ基準に該当します。また、平成18年度3,549万円をかけた基幹施設耐震補強事業もまた繰り入れ基準に該当するものであります。さらに、安全対策事業ではありませんが、いわゆる福祉減免に平成18年度も2,706万4,000円をかけておりますが、これも当然一般会計が見るべき経費であります。

こうして見ると、消火栓、児童手当のほかに、平成18年度だけでもさらに9,738万6,000円の繰り出しが必要でありました。約1億円の料金収入以外の財源確保がなされておらず、不当に水道料金に転嫁されております。その結果、別府市の水道料金は不当に高いものになっており、このような決算を認定することはできないということをし申し上げまして、私の反対討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第73号平成18年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成18年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査といたしたいの報告であります。本件については、委員長の報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議第64号平成18年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成18年度別府市水道事業剰余金の処分についてに対する委員長の報告は、これを認定及び可決すべきものとの報告であります。

まず、平成18年度別府市水道事業剰余金の処分については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成18年度別府市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議第72号株式会社別府扇山ゴルフ場の株主総会における議決権の行使についてに対する委員長の報告は、附帯決議を付し原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第62号平成19年度別府市一般会計補正予算（第2号）、及び議第63号平成19年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、並びに議第65号別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正についてから、議第71号別府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてまで、以上9件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上9件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上9件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第2により、議第74号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第75号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上、2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第74号及び議第75号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、藏前和己氏及び徳田靖之氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第74号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第74号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第75号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第75号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に日程第3により、議第76号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第80号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての、以上5件を一括上程議題といたします。

（退席する者あり）

議長（山本一成君） 提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第76号から議第80号までの5件は、本市職員懲戒審査委員会委員として、浜野弘氏、市原隆生氏、原田孝司氏、友永哲男氏及び亀山勇氏を任命いたしたいので、地方自治法施行規定第17条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。  
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第76号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第76号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第77号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第77号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第78号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第78号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第79号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第79号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第80号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第80号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

（入場する者あり）

議長（山本一成君） 次に日程第4により、議第81号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第84号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上4件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第81号から議第84号までの4件は、人権擁護委員として、林道弘氏、安部良子氏、内田淳子氏及び友永良子氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ、よろしく願います。

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第81号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第81号は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、議第82号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第82号は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、議第83号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第83号は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、議第84号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第84号は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に日程第5により、報告第15号別府市南部振興開発株式会社の経営状況説明書類の提出についてから、報告第19号寄附受納についてまで、以上5件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

副市長（松丸幸太郎君） 御報告いたします。

報告第15号から報告第17号までの3件は、本市が出資しております法人について、その経営状況を説明する書類を地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものであります。

報告第15号は、別府市南部振興開発株式会社の経営状況説明書類の提出についてであります。

平成18年度は、別府市南部振興開発ビルが営業開始して19年が経過し、経年劣化が進む中、公共棟の棟や屋根等板金工事、年次計画に基づく空調設備修繕整備工事及び緊急を要する消防用設備の取りかえ改修工事を実施しました。住宅の貸し室状況につきましては、今期11件の入退去者がありましたが、退去時において内装及び設備の補修や更新をし、きれいな貸し室の提供に心がけた結果、おおむね100%の入居率を維持しております。

す。

事業収支につきましては、事業部勘定と信託部勘定の合併決算で約6,120万円の利益となっております。平成19年度においては引き続き事業収支の健全化を図るとともに、各棟の修繕や整備を行い、施設の良好な維持管理に努めるとの報告であります。

報告第16号は、別府開発ビル株式会社の経営状況説明書類の提出についてであります。

営業状況につきましては、これまで同様、駐車場のみの営業であります。経営状況は順調に推移しており、18年度決算では当期利益として約776万円を計上し、借入金の返済を600万円行いました。平成19年度については、流川通りの拡幅について、楠港埋立地に進出する株式会社イズミと商工会議所との間で話がまとまりましたので、開発ビル所有の駐車場につきましても、イズミより同様の申し入れがあったため、現在交渉を行っているとの報告であります。

報告第17号は、株式会社別府扇山ゴルフ場の経営状況説明書類の提出についてであります。

懸案事項でありました預託金返還問題は、自主再建策に会員全員の同意をいただきました。この影響もあり、平成18年度の収支は、収入5億2,568万1,268円に対し、支出2億1,336万1,344円で、3億1,231万9,924円の増収となり、過去数年来にわたる累積欠損を一掃し黒字計上となりました。これは預託金400万円のうち自主再建策に同意をいただき200万円をプレー会員権として販売したことが大きな要因であります。

また、本議会に追加提案し、先ほど議決をいただきましたように、預託金返済資金等調達のため、特定第三者割り当てによる新株の発行を行おうとする案は、今後株主総会において了承を経て実施されるものと考えております。この預託金返還の問題が解決しますと、株式会社別府扇山ゴルフ場の経営は良好に推移するものと考えております。平成19年度は入場者の増員や国内外への積極的営業等により収入増に努めるとの報告であります。報告第18号は、駐車場における事故及び公用車による交通事故の2件の和解等につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第19号は、寄附受納の報告であります。

商工関係及び土木関係におきまして、御寄附をいただいております。詳細はお手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

以上5件について、御報告いたします。

議長（山本一成君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

以上5件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承をお願いいたします。

次に日程第6により、議員提出議案第9号いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書及び、議員提出議案第10号地域医療を守るため医師養成数の増加を求める意見書、以上2件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（4番・荒金卓雄君登壇）

4番（荒金卓雄君） 議員提出議案第9号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書

教育現場では、いじめや不登校の問題が深刻です。

いじめの発生件数は、報告されているだけでも小・中・高等学校数全体の約2割に当たる2万件を超え（平成17年度）、各地で深刻ないじめが発生し続けています。いじめを苦しめた児童・生徒の自殺が相次いだ昨秋以降、改めていじめ問題に大きな関心が集まり、文部科学省の「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」でも議論され、今年春には教師や保護者、地域の大人たちに向けた提言をまとめ、教師向けの「いじめ対策Q&A」も含めて全国に配布されました。

一方、不登校は主に小・中学校で深刻化しており、文科省の調査（平成17年度）によれば、小学校で0.32%（317人に1人）、中学校では2.75%（36人に1人、1学級に1人の割合）と、学年が上がるにつれて増加する傾向にあります。

いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちに、どう手を差し伸べてあげるのか。各地でさまざまな試みがなされていますが、現場で効果を挙げているものも参考にしながら、具体的な施策を可及的速やかに実施すべきです。

よって、政府におかれましては、子どもたちの笑顔と希望があふれる教育環境づくりのために、下記の事項について実現を強く要望します。

#### 記

#### 1 「いじめレスキュー隊」（仮称）の設置の推進

第三者機関による「いじめレスキュー隊」（仮称）は、子どもや親などからのSOSに瞬時に対応し、まず「いじめられている子」を守り、孤独感、疎外感から解放。その後、学校関係者と、いじめる側、いじめられる側との仲立ちをしつつ、最終的には子ども同士の間人間関係、“絆”の回復を図ることを目的とする。

#### 2 「ほっとステーション」（仮称）づくり

NPO法人による不登校のためのフリースクールなどを活用して、地域の中に子どもが安心できる居場所として「ほっとステーション」（仮称）を設置。そこへ通うことを授業出席と認定する仕組みを作る。さらに「ほっとステーション」から学校へと戻れるようにする。

#### 3 「メンタルフレンド制度」の実施

教員志望の学生等を家庭や学校に派遣する「メンタルフレンド制度」は、子どものよき話し相手・相談相手となることで、子どもたちに安心感を与え、子どもたちの人間関係修復にも役立つなど効果を挙げており、同制度を全国で実施するようにする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月20日

別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第9号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第10号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（10番・萩野忠好君登壇）

10番（萩野忠好君） 議員提出議案第10号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地域医療を守るため医師養成数の増加を求める意見書

大分県医師会の調査によると県下の病院の医師不足数は119名に達する。これにより県下の地域医療に深刻な影響を及ぼしている。県北の中核病院中津市民病院や国東市民病院では産婦人科医がいなくなり、出産や入院医療ができなくなった。さらに竹田医師会病院や公立おがた総合病院はいずれも地域中核病院であるが、内科医も不足し救急医療は中止し日常診療にも支障が生じている。

この地域医療の崩壊ともいえる現象は、全国各地に広がっている。このような状況に対し、研修病院の都会での定員減や医師をひきつけるマグネット病院や国立病院などからの医師の派遣制度などが検討されている。これは根本的な解決には至らないと考える。

これら地域医療の崩壊は新研修医制度が引き金になったとはいえ根本的な原因は医師の絶対数の不足にあると考えられる。

医療の高度化複雑化、高齢患者の増加など医師需要が伸びているにもかかわらず医師の養成数が追いついておらず、ヨーロッパ先進国との医師数の差は拡大している。ちなみに日本の人口1,000人当たり医師数は2.0人であり、イタリア4.2人、フランス3.4人、ドイツ3.4人に比べてとても少ない。地域医療を守るためには医師の養成数の増加が急務である。

医師の養成は早くて10年はかかる。早急に医学部定員を増やさなければ間に合わない。よって、下記のとおり医師養成数の増加などを強く要望する。

記

- 1 速やかに医学部定員を2割増員していただきたい。
- 2 なるべく早い時期にヨーロッパ先進国並みの医師数（人口1,000人当たり3人以上）になるようにしていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月20日

別府市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第10号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第7により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成19年第3回市議会定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成19年第3回市議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉会